

岩手県企業局管理規程第2号

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県企業局長 青木俊明

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程

企業局安全衛生規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 組織</p> <p> 第1節 [略]</p> <p> 第2節 職員健康審査会（第4条―第7条の2）</p> <p> 第3節 [略]</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p> （1）・（2） [略]</p> <p> （3） 各室等 <u>経営総務室及び事業所</u>をいう。</p> <p> （4） [略]</p> <p> （組織）</p> <p>第3条の3 安全衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員11人以内をもって組織し、委員長は経営総務室管理課長（以下「管理課長」という。）を、副委員長は経営総務室経営企画課長をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、労働組合の推薦に基づき企業局長が任命する。</p> <p> （1）～（4） [略]</p> <p> （5） 産業医</p> <p> （6） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p> 第2節 職員健康審査会</p> <p> （設置）</p> <p>第4条 職員の健康診断の結果に基づく健康管理区分の重要な変更に関する事項を審査するため、職員健康審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p> （組織）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 組織</p> <p> 第1節 [略]</p> <p> 第2節 職員健康審査会<u>及び職員特別健康審査会</u>（第4条―第7条の2）</p> <p> 第3節 [略]</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p> （1）・（2） [略]</p> <p> （3） 各室等 <u>本庁の室及び課並びに事業所</u>をいう。</p> <p> （4） [略]</p> <p> （組織）</p> <p>第3条の3 安全衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員11人以内をもって組織し、委員長は経営総務室管理課長（以下「管理課長」という。）を、副委員長は経営総務室経営企画課長をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、労働組合の推薦に基づき企業局長が任命する。</p> <p> （1）～（4） [略]</p> <p> （5） <u>本庁の産業医</u></p> <p> （6） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p> 第2節 職員健康審査会<u>及び職員特別健康審査会</u></p> <p> （設置）</p> <p>第4条 職員の精神疾患以外の傷病に係る健康管理区分の重要な変更に関する事項を審査するため、職員健康審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p><u>2 職員の精神疾患に係る健康管理区分の重要な変更に関する事項を審査するため、職員特別健康審査会（以下「特別審査会」という。）を置く。</u></p> <p> （組織）</p>

第5条 審査会は、委員5人をもって組織し、委員は、知事の同意を得て職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）第10条第1項の規定により任命された委員を委嘱するものとする。

2 審査会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

（会議）

第6条 審査会の会議は、必要に応じて総括安全衛生管理者が招集する。

2 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 総括安全衛生管理者は、特に会議を開く必要がないと認めたものについては、回議して審査に代えることができる。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、経営総務室において処理する。

（準用）

第7条の2 第3条の5の規定は、審査会について準用する。

（安全管理者等）

第10条 各室等の長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及び作業主任者（以下「安全管理者等」という。）を選任しなければならない。

2 各室等の長は、安全管理者等を選任したときは、別に定める様式による安全管理者等選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（安全衛生担当者）

第12条 [略]

2 前項の安全衛生担当者は、管理課長又は事業所の長があらかじめ指定する職員をもって充てる。

3 安全衛生担当者は、各室等の長の命を受けて本庁及び事業所の安全管理及び衛生管理に関する事務を処理する。

（危害の防止）

第14条 [略]

2 各室等の長は、職員の災害又は病気の発生を防止するために庁舎等の施設、設備等の改善に努めなければならない。

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、管理課長及び安全衛生委員会の委員のうち医師である者をもって充てるほか、知事の同意を得て職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）第10条第1項の規定により任命された委員のうちから企業局長が任命する。

2 特別審査会は、委員5人以内をもって組織し、経営総務室長、業務課総括課長及び管理課長をもって充てるほか、学識経験者のうちから企業局長が任命する。

3 審査会及び特別審査会（以下「審査会等」という。）に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

（会議）

第6条 審査会等の会議は、必要に応じて総括安全衛生管理者が招集する。

2 審査会等は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 総括安全衛生管理者は、特に会議を開く必要がないと認めたものについては、回議して審査会等の審査に代えることができる。

（庶務）

第7条 審査会等の庶務は、経営総務室において処理する。

（準用）

第7条の2 第3条の5の規定は、審査会等について準用する。

（安全管理者等）

第10条 経営総務室長及び事業所の長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及び作業主任者（以下「安全管理者等」という。）を選任しなければならない。

2 経営総務室長及び事業所の長は、安全管理者等を選任したときは、別に定める様式による安全管理者等選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（安全衛生担当者）

第12条 [略]

2 前項の安全衛生担当者は、各室等の長があらかじめ指定する職員をもって充てる。

3 安全衛生担当者は、各室等の長の命を受けて各室等の安全管理及び衛生管理に関する事務を処理する。

（危害の防止）

第14条 [略]

2 経営総務室長及び事業所の長は、職員の災害又は病気の発生を防止するために庁舎等の施設、設備等の改善に努めなけ

(緊急措置に必要な訓練等)

第15条 [略]

2 管理課長は、庁舎等において、前項の緊急措置を講ずるために必要な訓練等を合同して行うことができる。

(安全教育)

第17条 各室等の長は、職員に対してその義務遂行上必要な安全の保持のための教育を行わなければならない。

(環境衛生)

第24条 [略]

2 各室等の長は、その分掌に係る庁舎等において、前項の勤務環境の改善を図るために適切な措置を講じなければならない。

(防疫)

第25条 各室等の長は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症（五類感染症を除く。）をいう。以下「感染症」という。）の疾患にかかったとき、又はかかるおそれのあるときは、直ちに、産業医を経て総括安全衛生管理者に報告し、その指示を受けて防疫上必要な措置を講じなければならない。

(健康管理区分の判定等)

第41条 [略]

2 [略]

3 各室等の長は、第1項の規定による通知を受けたときは、その旨を管理課長にあっては各所属長を経て職員に通知しなければならない。

(申請書を受理した場合の処理)

第45条 [略]

2 産業医は、勤務を離れて療養した期間が2月以上にわたる職員が出勤しようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更申請書及び審査資料に文書による意見を付して総括安全衛生管理者に送付するものとする。

3 総括安全衛生管理者は、前項の規定による変更申請書等の送付を受けたときは、審査会の審査を経て別表に定める判定基準により健康管理区分の判定を行い、その結果を健康管理区分判定通知書により産業医及び各室等の長に通知するものとする。

ればならない。

(緊急措置に必要な訓練等)

第15条 [略]

2 経営総務室長は、庁舎等において、前項の緊急措置を講ずるために必要な訓練等を合同して行うことができる。

(安全教育)

第17条 各室等の長は、職員に対してその業務遂行上必要な安全の保持のための教育を行わなければならない。

(環境衛生)

第24条 [略]

2 経営総務室長及び事業所の長は、その分掌に係る庁舎等において、前項の勤務環境の改善を図るために適切な措置を講じなければならない。

(防疫)

第25条 各室等の長は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（五類感染症を除く。）をいう。以下同じ。）にかかり、又はかかるおそれのあるときは、直ちに産業医を経て総括安全衛生管理者に報告し、その指示を受けて防疫上必要な措置を講じなければならない。

(健康管理区分の判定等)

第41条 [略]

2 [略]

3 各室等の長は、第1項の規定による通知を受けたときは、その旨を職員に通知しなければならない。

(申請書を受理した場合の処理)

第45条 [略]

2 産業医は、精神疾患により勤務を離れて療養している職員で休職にされていないもの及び精神疾患以外の傷病により勤務を離れて療養している職員のうち総括安全衛生管理者が別に定めるもの又は精神疾患により勤務を離れて療養している職員で休職にされているものが出勤しようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更申請書及び審査資料に文書による意見を付して総括安全衛生管理者に送付するものとする。

3 総括安全衛生管理者は、前項の規定による変更申請書等の送付を受けたときは、審査会等の審査を経て別表に定める判定基準により健康管理区分の判定を行い、その結果を健康管理区分判定通知書により産業医及び各室等の長に通知するものとする。

4 [略]

(事後措置の通知及び報告)

第46条 [略]

2 各室等の長は、前項の規定により職員に事後措置等通知書を交付したときは、速やかに、別に定める様式による事後措置等通知書により、産業医に報告しなければならない。ただし、第34条に規定する健康診断の結果に基づき事後措置を講ずる場合においては、事後措置等報告書による報告を省略できるものとする。

3 [略]

4 [略]

(事後措置の通知及び報告)

第46条 [略]

2 各室等の長は、前項の規定により職員に事後措置等通知書を交付したときは、速やかに、別に定める様式による事後措置等報告書により、産業医に報告しなければならない。ただし、第34条に規定する健康診断の結果に基づき事後措置を講ずる場合においては、事後措置等報告書による報告を省略できるものとする。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。